公示第2号

公　　告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和8年5月21日

埼玉県川口県税事務所長（公印省略）

記

送達する書類名	差押調書謄本

文書番号 （納税番号）	受取人 住所	氏名
川口税第19-137	川口市大字木曽呂791番地の1 リバーヒルズ101号	大関 優子
	以下余白	

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。